

## 難病(特定疾患)医療受給者証の有効期間の延長 及び臨床調査個人票等の作成について

現在、国において難病対策の改革が進められており、平成27年1月1日からは、新しい医療費助成制度が始まる予定です。

このような状況を踏まえて、厚生労働省では、難病の医療費助成（特定疾患治療研究事業）に関して、有効期間が平成26年9月30日までの特定疾患医療受給者証をお持ちの方（以下「既認定者」という。）については、平成26年12月31日まで有効期間を延長する準備をしています。

つきましては、今年度の特定疾患医療受給者証の取扱いを次のとおりといたしますので、ご協力をお願いします。

### 1 平成26年10月1日から平成26年12月31日までの医療費助成について

例年行っている特定疾患医療受給者証の継続申請手続は行いません。

既認定者へは、有効期間が「平成26年10月1日」から「平成26年12月31日」までの受給者証を9月中に発行いたします。

なお、期限切れの受給者証は使用できませんので、窓口での確認をお願いします。

### 2 平成27年1月1日以降の医療費助成について

新しい医療費助成制度での申請に必要となりますので、既認定者から依頼がありましたら、平成26年9月頃までに「臨床調査個人票」及び「重症患者認定用診断書」の作成をお願いします。

### 3 本取扱いの対象とならない疾患

次の4疾患は有効期間延長の対象とはなりません。

従来どおりの手続が必要ですので、ご留意願います。

(1) スモン (2) 劇症肝炎 (3) 重症急性膵炎 (4) 重症多形滲出性紅斑（急性期）

### 4 問合せ先

新潟県福祉保健部健康対策課 難病等対策係 高橋・熊本

TEL：025-280-5202 FAX：025-285-8757

### 5 その他

新しい医療費助成制度につきましては、決定され次第お知らせします。